
プロジェクト	実務対応 権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理
項目	第 107 回実務対応専門委員会及び第 369 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 107 回実務対応専門委員会（2017 年 9 月 7 日開催）及び第 369 回企業会計基準委員会（2017 年 9 月 21 日開催）で議論された権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

（質問 1）ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問

第 107 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

2. コメント対応案において、コメント 2) への対応案をはじめとして、全般的に、報酬としての性格「も」併せ持つとの記載がされているが、公開草案では報酬としての性格「を」併せ持つとされていた。公開草案の提案では、報酬としての性格を重視している点を踏まえると、コメント対応においても、報酬としての性格がある点を強調した方が良いのではないか。
3. スtock・オプション会計基準の対象となるStock・オプションとの類似性に関する異論のコメントが寄せられているが、コメント提出者が感じている会計処理の疑問点は、業績条件をStock・オプション数の見積りに含め業績条件の達成可能性に応じて事後的に数の見積りを見直すというStock・オプション会計基準の取扱いに起因しているように思われ、付与時の金銭の払込みの有無の問題ではないと考える。
4. Stock・オプション会計基準の対象となるStock・オプションは、金銭の払い込みが無く従業員等に付与されることから、何らかの対価として付与されていることが明らかであるのに対し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、付与時点において付与された新株予約権の公正価値に対応した金銭の払い込みがなされる点で、対価性がないようにも見えることから、付与時点における金銭の払い込みの有無を重要な相違点とするコメント提出者の意見も一つの考え方であると考え。
5. コメント 19) 2 点目のコメントなど、本公開草案の提案における等価交換の考え方

については分かりにくい部分もあるため、コメント対応において丁寧な説明を行うことが必要と考える。

6. スtock・オプション会計基準全体の見直しを求めるコメントが寄せられているが、基準諮問会議からの提言を踏まえると、会計基準全体を見直すのではなく実務対応報告で対応することに同意する。
7. 従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、付与対象者が従業員等に限定されている点からも、報酬としての性格を有するという考え方は否定されないと考える。

第 369 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

8. 非常に多くのコメントが寄せられていることから、しっかりとデュープロセスを重視して対応していかねばならないと考えている。一方で、寄せられたコメントについて、すでに公開草案の提案段階で検討済みの論点に対する内容が多いとすると、従来と同じように公開草案の立場に基づくコメント対応を行ったとしても、関係者の納得感を得られないのではないかという点を懸念している。
9. 同意しないコメントの多くは、本件の有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いに対するものではなく、Stock・オプション会計基準に対するコメントであると考えている。金銭を払い込むかどうかは、大きな特徴かもしれないが、その根本では、業績条件付きで業績条件の達成見込みにより失効の見積数を見直すことは共通であり、その点に関する疑問が寄せられているように感じる。本公開草案の提案に従うと、Stock・オプション会計基準への当てはめが避けられない点は理解できるものの、できる限りわかりやすく記載する必要があると考える。
10. コメント 7) への対応案の記載について、検討の経緯だけではなく、Stock・オプション会計基準における報酬概念を大幅に見直すことをしない理由について、丁寧に記載した方がよいと考える。
11. コメント 9) への対応案の記載について、二重の人件費につながるなどのコメントに対する説明となっていないため、記載を見直すべきと考える。
12. コメント 12) について、入社間もない従業員への有償新株予約権の付与に関して、どのような状況を想定してコメント対応を行ったのか、確認させていただきたい。
13. コメント 12) への対応案の「何らかの給付」の記載について、具体的な内容を記載したほうがよいと考える。
14. コメント 17) 及びコメント 19) 二つ目のコメントは、本公開草案第 18 項の記載が

報酬に関する説明ではなく、費用計算のロジック説明になっているように見えることに起因していると理解しており、なぜ報酬と考えるのかについて分かりやすく記載する必要があると考える。

(質問 2) 会計処理に関する質問

第 107 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

15. コメント 24) について、ストック・オプション会計基準における、権利確定条件が達成されなかったことによる失効とは、権利確定条件が達成されないことが見込まれる時点ではなく、達成されないことが確定した時点を指すとの理解で良いか、確認したい。
16. コメント 27) について、未公開企業における取扱いについて明確化を望む意見が複数寄せられており、実務対応報告で未公開企業における取扱いを明確化する対応が難しい場合であっても、少なくとも現状のコメント対応案の記載は最終的なコメント対応表に記載していただきたい。
17. コメント 28) について、権利確定条件に強制行使条項が含まれている場合の取扱いについては、本公開草案の検討開始時にはあまり議論になっていなかったが、複数のコメントが寄せられており、見解も分かれているのであれば何らかの検討を行った方が良いと考える。

以 上